プロジェクト　ASAF 対応
項目　概念フレームワークーEFRAG　純損益か OCI か

本資料の目的

1. 2015 年 7 月に開催される ASAF 会議において、EFRAG が作成したペーパー「純損益か OCI か」（以下「EFRAG ペーパー」という。）が議論される予定である。

2. 本資料は、EFRAG ペーパーの概要を説明するとともに、ASAF 会議における発言(案)について、2015 年 6 月 26 日に開催された ASAF 対応専門委員会及び 2015 年 6 月 29 日に開催された第 314 回企業会計基準委員会で示されたご意見やご質問を踏まえて作成されている。

EFRAG ペーパーの概要

EFRAGペーパーの目的

3. IASBは、2015年5月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「ED」という。）を公表した。IASBのEDでは、「原則として、すべての収益及び費用は純損益計算書に含められるべき」とする一方、「純損益から収益又は費用を除外することによって、当期における純損益の目的適合性が高められる場合にのみ、OCIに表示され得る」という考え方を示している。しかし、どのようにして「純損益の目的適合性が高められる」かに関するガイダンスは提供されていない。

4. EFRAGは、IASBのEDにおいて、どのような場合に純資産の変動を純損益ではなくOCIに含めることが純損益の目的適合性を高めるのかや、リサイクリングの時期に関する原則について、より多くのガイダンスが必要と考えており、EFRAGペーパーは、この論点に関する空白をIASBが埋める助けとなる貢献をしようとしている。

本ペーパーのアプローチ

5. EFRAGペーパーは、以下のペーパーを基礎として作成されている。

   (1) 「財務報告における事業モデルの役割」。2013 年に EFRAG、フランスの基準設定主体（ANC)、ドイツ会計基準委員会 (ASCG)、イタリアの基準設定主体 (OIC) 及び英国財務報告審議会（FRC）が公表した。

   (2) 「会計基準の設定における『企業の事業活動の性質』の役割」（以下「ASBJ ペーパー」という。)。ASBJ が作成し、2015 年 3 月の ASAF 会議で提示された。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(3) 「収益及び費用の報告と測定基礎の選択」(以下「FRC ペーパー」という。)。このペーパーは、Roger Marshall 氏と Andrew Lennard 氏が作成し、英国の基準設定主体 (FRC) の貢献として 2014 年 6 月の ASAF 会議で提示された。

6. これらのペーパーにおいて、どのような場合にOCIが使用されるか議論されている。ASBJペーパー及びFRCペーパーは、資産及び負債の再測定だけをOCIで報告するとしていた。

7. EFRAGは、資産及び負債の再測定が純損益計算書について最も有用な情報を提供する一方で、財政状態計算書について最も目的適合性のある情報が表示されるのが資産及び負債を財政状態計算書において原価で測定する場合であるという状況は一般的に存在しないと考えている。そのため、EFRAGは、資産及び負債の原価での測定又は修正原価モデルへの参照によって生じる企業の経済状態のすべての変動は、純損益に反映されると考えている。

事業モデル

8. EFRAGが「財務報告における事業モデルの役割」で述べたように、「『事業モデル』という用語の普遍的な定義された意味は存在しない」。しかし、多くの人々は、これは企業の中心的活動又は収益創出事業であると考えるかもしれない。

9. 類似した資産及び負債の管理方法が、異なる事業上の意思決定を受けて異なる可能性がある。これは、これらの資産及び負債から生じるキャッシュ・フローの流れ及び時期の相違を生じさせる。有用な情報を提供するために、財務業績報告は、利用者が将来キャッシュ・フローの時期及び金額を評価する際に役立つため、それらの相違を可能な限り忠実に表現すべきである。概念フレームワークは、異なる事業上の意思決定をグループ分けすることによってこれに貢献することができ、資産、負債及び関連する収益及び費用について測定基礎を選択する際にこれをどのように反映すべきなのかを説明できる。

10. FRCペーパーは付加価値活動と価格変動という2区分を主張していたが、「あまりに二元論的である」と考えられたため、EFRAGペーパーは、以下の4つの事業モデルに分類している。

(1) 価格変動事業モデル (The price change business models)

(2) 変換型事業モデル (The transformation business models)

(3) 長期投資事業モデル (Long term investment business models)

(4) 負債主導型事業モデル (The liability driven business models)

<u>価格変動事業モデル</u>

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

11. 価格変動事業モデルには、価値の短期的な変動から生じる利得から便益を得るために資産（時には負債も）の購入と売却を同じ市場で行う取引活動が含まれる。コモディティ・ディーラー、投資企業、及びトレーダーが、この事業モデルを使用することが多い。これには「資本増価」活動（投資企業が行うものなど）も含まれる。

12. この事業について、当期における価値の変動による利得は、財務業績の観点から最も目的適合性のある測定を提供するため、純損益に報告すべきである。企業の財政状態の観点からも、同じ測定基礎が目的適合性がある。

変換型事業モデル

13. 変換型事業モデルでは、企業は、供給者又は従業員から経済的資源を獲得してうえで使用し、通常、何らかの種類のプロセスの後に顧客への財及びサービスを生産し収益を得る。この事業モデルには、小売業者、製造会社、サービス提供者、リテール銀行の事業モデルが含まれる。

14. この事業モデルにおける財務業績の報告には、顧客への販売から創出される収益と、財又はサービスの生産コストとの間のマージンを測定することが含まれる。したがって、財務業績報告の観点からは、アウトプットを提供するために使用したインプットを原価で測定することが目的適合的である。

15. 顧客への販売は、資金生成活動にとって決定的な事象（critical event）であり、他の資源の消費を要する。アウトプットが販売される市場は、流動的でないことが多く、需要、競争の影響及びイノベーションに関する重大な不確実性が存在することが多い。このため、変換型事業モデルから生じる収益は、履行義務が充足される前に純損益に報告すべきではない。

16. なお、製品などのアウトプットを財政状態計算書において現在価額ベースで測定すべきかどうかについては、基準レベルの決定となるであろう。

長期投資事業モデル

17. 長期投資事業モデルには、各期における収益を創出するために資産を購入する事業モデルが含まれる。企業は、資産から定期的な収益（例えば、配当、又は他者に資産を使用させることからの収益の形で）を得るとともに、最終的に売却してキャッシュ・フローを得ることが多い。例えば、銀行や投資不動産を保有及び管理する企業などの「長期的な投資者」が使用する事業モデルが、一般的にこの事業モデルのグループに属するであろう。

18. この事業モデルにおいて、毎期の資産の価値の変動は、財務業績の報告には関連性がない。これは、資本増価は事業モデルにとって副次的なものであり、中心的

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

な特性は資産から得られる収益であるからである。したがって、純損益の観点からは、原価（減損損失控除後）での測定が目的適合的である。

19. 一方、企業の財政状態の観点からは、資産が売却され得る状態にあり、かつ、類似の取引について現在価額を信頼性をもって決定するために十分な観察可能な市場価格がある場合には、資産の現在価額が目的適合的な情報を提供する。これは、最終的なキャッシュ・インフローは資産の売却を通じて生じるからである。

20. これらの条件が満たされている場合には、投資資産の価値の変動はOCIに報告される。したがって、OCIは市場価格リスクに対する企業のエクスポージャーを表すことになる。OCI累計額は、投資資産取得後に累積された資本増価の利得を表す。この金額は、投資資産の売却時に純損益において区別して報告されることになる（リサイクリング）。

負債主導型事業モデル

21. 負債主導事業モデルでは、企業は長期的義務を引き受け、この義務に対応するため資産に投資することがある。この事業モデルの典型的な例としては、保険会社の事業モデルが挙げられる。

22. この事業モデルでは、負債を期限到来時に履行するために、長期投資事業モデルと非常に類似した事業モデルにおいて資産への投資を行うことがある。その場合、長期投資事業モデルのアプローチが適用される。

23. しかし、事業上の意思決定が積極的な資産・負債管理に基づく場合は、財務業績の報告の観点からは、経済的な相殺又はミスマッチを純損益に最も適切に反映するため、負債サイドと資産サイドの測定の決定を整合的に行うことを要する。資産の測定を設定し、それとは別に負債の測定を扱ってしまうと、企業の事業モデルの性質を反映する目的的適合性のある情報を適切に提供できない可能性がある。

24. 状況によっては、企業は自身の便益のために長期負債を管理しなければならない。これが生じるのは、例えば、確定年金給付を従業員の報酬パッケージの一部として付与する場合や、企業（鉱山又はエネルギー業界の企業など）に廃棄負債が生じる場合である。こうした状況では、企業は負債主導型事業モデルを適用しており、上記のすべてが適用されることになる。

事業モデルに基づく純損益及びOCIの区分

25. EFRAGは、企業の事業モデルに焦点を当てることにより、企業の事業及びそれにどの程度の収益性があるのかが反映されると考えられることとなり、将来キャッシュ・フローの予測と受託責任の評価に有用な情報が提供されると考えている。
　この目的を促進するため、EFRAGは、価値創出プロセス（すなわち、企業がキャ

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ッシュ・フローをどのように創出しているのか）に関する活動を純損益で報告すべきであると提案している。さらに、EFRAGは、企業の財務業績は、資源の流入と流出を考慮することによって最も適切に反映されると考えている。

26. 純損益は企業の事業モデルに従って企業の財務業績に関する情報を提供すべきであるが、OCIには、情報が有用となるその他の財務報告構成物を含めるべきである。これには次のものが含まれる。
    (1) 財政状態計算書と純損益計算書において異なる測定基礎を使用することの影響。ある項目について、財政状態計算書では現在価額で測定し、純損益では歴史的原価で認識することによって、追加的な有用な情報がもたらされる場合がある。これは、長期的な事業モデルについて当てはまる可能性がある。

    (2) 一部を純損益に認識すると財務業績の報告を歪めることになる未完成の取引。最も明白な例は、キャッシュ・フロー・ヘッジである。

27. OCIに認識された金額は、時の経過に応じて自動的にゼロになっていく場合があるほか、純損益にリサイクリングされる場合もある。後者には、例えば、長期投資の事業モデルによって保有されていた資産が売却された場合等が該当するだろう。リサイクリングは、財務諸表利用者に対して、取引が行われたという旨（これは、選択された事業モデルの観点から重要である）を知らせるものである。また、リサイクリングは、経営者の売却行動によってこれまでに生じていた利得を減らす保有資産の変動があったという情報等を提供するものであり、受託責任の観点から、資産から生成されるキャッシュ・フローから利益を獲得する経営者の能力を評価するうえで有用である。

事業モデルに固有でない費用の取扱い

28. 税金費用、給与、一部の引当金などの費用は、事業モデルとは関係なく発生する。これらの費用は、企業の事業又は単なる存続の結果として発生するものであり、これらの費用を純損益に報告しないと、企業が創出しているキャッシュ・フローについて過度に楽観的な情報を提供することとなる。そのため、企業の財務業績を忠実に表現するために、通常、これらの費用を純損益に報告することが必要となる。
29. 費用が関係する負債に関しては、将来キャッシュ・フロー及び企業の財政状態の評価に有用となるために、通常、企業が関連する負債を決済するために支払うと見込まれる金額を反映する金額で測定される。こうした測定は、通常、企業の将来キャッシュ・フローの評価に最も有用な情報を純損益計算書において提供することにもなる。事業モデルを考慮する際に行うことと同様に、負債の変動をどこに表示するのかを決定する際にはキャッシュ・アウトフローのパターンを考慮すべきである。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

提案しているモデルが与える影響

30. 以下は、EFRAGペーパーにおいて提案されているモデルが現行のIFRSの各基準に与え得る影響について分析したものである。

項目	摘要
収益認識	・IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」は、変換型事業モデルに基づく取引に適用されることになる。IFRS 第 15 号は、これらのケースで決定的な事象がいつ発生するのか（履行義務がいつ充足されるのか）を精緻化しており、提案しているモデルと整合している。
有形固定資産、無形資産、投資不動産	・IAS 第 2 号「棚卸資産」、IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 38 号「無形資産」、IAS 第 40 号「投資不動産」、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」は、変換型事業モデルに最も関連性がある。 ・一部の価格変動事業モデル及び長期投資事業モデルにも関連性ある。
棚卸資産	・IAS 第 2 号及び IAS 第 40 号は、企業の事業モデルに応じて異なる会計処理を許容又は要求している基準の例である。 ・コモディティ・ブローカー／トレーダーの活動は、通常、価格変動事業モデルに含まれ、それらの企業が保有する棚卸資産の項目の現在価額の変動を純損益に報告すべきである。これは IAS 第 2 号における現在の選択肢と整合的であるが、EFRAG の提案に従った場合、この選択肢を要求事項に置き換えることになる。
投資不動産	・EFRAG が提案しているモデルでは、投資不動産は、事業モデルに応じて、OCI を通じた公正価値又は純損益を通じた公正価値で測定されることになる。 ・EFRAG の提案に従うと、投資不動産の公正価値の変動を純損益を通じて認識することが要求されるのは、投資不動産が投機的資産として保有されていて、当該投資不動産の売却が「決定的な事象」とは考えられない場合だけである。しかし、ほとんどの場合、これに該当しないであろう。 ・多くの場合、企業は、資本増価の目的だけで投資不動産を保有することはなく、主に賃貸収益の受取り又は自己使用の目的で保有している。これには、負債主導型事業モデルの一部として保有される投資不動産が含まれる。したがって、会計処理の要求事項は、長期投資事業モデルに従うことになる。
有形固定資産、無	・有形固定資産と無形資産は、変換型事業モデルへのインプット

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	摘要
形資産	となる可能性があるが、他の事業モデルを支援するために保有される可能性もある。しかし、変換型事業モデルの区分に含まれない事業モデルを支援するために有形固定資産及び無形資産を保有している場合には、それらは変換型事業モデルの一部と考えることができる。 ・現在の IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号の原価モデルは、有形固定資産及び無形資産の項目として、EFRAG の提案に合致している。 ・原価による測定は、純損益の報告に目的適合性のある測定基礎を提供するが、同一の測定基礎を企業の財政状態計算書についても選択すべきなのかという問題が生じる。 　これについては、資産が企業の変換プロセスにおいてすべて消費されると見込まれる場合（すなわち、残存価額がゼロ又は僅少と見積られる場合）には、歴史的原価も財政状態計算書について目的適合性のある測定基礎となる。 　しかし、企業の事業モデルに従って、資産が消費されないか又は重大な残存価額があって、内部使用後の売却が事業モデルの独立した特徴となっていて、定期的なキャッシュ・フローの流列を創出する場合がある（例：レンタル目的で保有される自動車）。こうした状況では、財政状態計算書で現在価額を提供することが、長期投資事業モデルのケースと同様に、目的適合性があると考えられる可能性がある。
資産の減損	・EFRAG ペーパーにおける提案は IAS 第 36 号の変更を生じさせないであろう。
農業	・変換型事業モデルの一般的な記述は、一部の生物資産及び農作物を原価で測定し、その他は財政状態計算書で現在価格で測定する結果となる可能性がある。例えば、売却の労力が無視できる程度であり、観察可能価格が入手可能である場合には、現在価額の変動が純損益に認識されるかもしれない。この主題は本ペーパーの範囲を超えるものである。
リース	・現在の IAS 第 17 号には、EFRAG の提案によって影響を受ける要求事項はない。
金融資産	・基本的な融資金融商品についての IFRS 第 9 号「金融商品」に含まれている要求事項は、EFRAG ペーパーの提案と整合的である。しかし、他のすべての金融資産（負債性金融商品及び資本性金融商品）については、IFRS 第 9 号に従ってこれらを会計処理する際に事業モデルは役割を果たしていないため、EFRAG ペーパーの

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	摘要
	提案と整合的でない。 ・金融商品がトレーディング目的で保有される場合には、その価値の変動は、他のすべての価格変動事業モデルと同様に、純損益に報告すべきである。金融商品が「回収のために保有」又は「回収及び売却のために保有」される場合には、長期事業モデルについての提案に従って会計処理すべきである[1]。 ・EFRAG ペーパーでの提案は減損モデルの変更を生じさせないであろう。
金融負債	・EFRAG ペーパーで提案しているモデルでは、公正価値の変動を純損益又はその他の包括利益のどちらに認識すべきなのかを検討する際に、負債の事業モデルを考慮することを企業に要求することになる。場合によっては、これは IFRS 第 9 号に含まれている要求事項と適合しないことになる。
ヘッジ会計	・ヘッジ会計を設け、それについて企業のリスク戦略を最も適切に描写するという目的を設定することは、原則的には、EFRAG の提案と非常に整合的である。EFRAG の提案は、IFRS 第 9 号の一般ヘッジ会計モデルへの連鎖反応を生じさせる可能性があるが、影響は間接的であろう。
関連会社及び共同支配企業	・EFRAG ペーパーでの提案は、投資先に対する保有が果たす経済的役割の識別とそれに応じた会計処理の要求事項の決定が必要となる。 ・EFRAG は、大半の共同支配企業及び多くの関連会社は、企業の中心的活動に間接的に貢献する目的で保有されていると考えている。そのため、会計処理はそれらが貢献する中心的活動の事業モデルに従うことが考えられる。 ・現在定義されている関連会社の中には、資本増価の目的のためだけに保有されているものもある（例：投資企業）。その場合には、「価格変動」事業モデルに従って会計処理すべきである。 ・持分法については、範囲外である。
保険	・保険契約基準は現在開発中なので、本提案が公表予定の基準の要求事項と整合するかどうかについては詳細にコメントしない。
従業員給付	・EGRAG ペーパーに記載している提案では、一般に、負債は、純損益計算書の目的上、事業モデル（関連性がある場合）に従って

[1] すなわち、純損益計算書の目的上は原価で測定し、減損損失を純損益に認識すべきである。他のすべての公正価値変動は、認識の中止時まで OCI に報告される。その時点で、変動累計額が純損益に認識されることになる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	摘要
	負債を決済するために企業が支払うと見込んでいる金額で測定されることになる。 ・IAS 第 19 号「従業員給付」における短期従業員及び確定拠出制度に関する費用の会計処理は、EFRAG ペーパーに記載している提案と整合する。 ・確定給付制度について、EFRAG ペーパーに記載している提案により、一般に、確定給付費用のうち以下の部分が純損益に認識されることになる。 (1) 勤務費用 (2) 確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額 (3) 負債の測定に含まれている期待キャッシュ・アウトフローの見積りのすべての変動（市場インプットの変動は除く。） ・資産に対する投資は長期投資事業モデルの会計処理に従うべきであり、また、純損益に報告される企業の財務業績の測定が不明瞭となるような不整合を生じさせないため、資産及び負債の測定を同時に検討すべきである。 ・本ペーパーにおける提案は、割引率を更新すべきかどうか、更新すべきだとした場合に変動の影響を OCI 又は純損益のどちらに含めるべきかに関する具体的なガイダンスを示していない。これは基準レベルの決定となる。
外貨換算	・外貨建資産又は負債の保有又は外貨建取引から生じる外国為替レート変動の影響は、基礎となる項目の価値変動と同様の方法で報告すべきである。 ・EFRAG ペーパーの提案は IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の要求事項と同様となる。
引当金、偶発債務、偶発資産	・引当金の金額は見積ったキャッシュ・アウトフロー（及びその見積りの変更）を表すものであるため、これらの負債から生じる費用及びこれらの負債の変動の影響を純損益に認識することが EFRAG の提案の帰結となるであろう。 ・再測定は、このモデル案では、減損損失及び当該損失の戻入れと同様に考慮されることになる。したがって、これらは純損益に報告すべきであり、これは IAS 第 37 号の要求事項と同様である。 ・割引率を更新すべきかどうか、更新した場合に変動の影響を OCI 又は純損益のどちらに含めるべきなのかは、さらに議論が必要であるため、本ペーパーの範囲外である。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

項目	摘要
法人所得税	・EFRAG ペーパーの提案は IAS 第 12 号「法人所得税」の要求事項とおおむね整合的である。 ・非常に限定的なケースにおいて、EFRAG ペーパーの提案が、IAS 第 12 号に含まれている他の要求事項と整合しない可能性がある。IAS 第 12 号では、繰延税金負債及び繰延税金資産の測定は、企業が報告期間の末日時点で、資産及び負債の帳簿価額の回収又は決済を見込んでいる方法から生じる税務上の帰結を反映しなければならないと述べている。企業が資産及び負債の帳簿価額の回収又は決済を見込んでいる方法は一般的には事業モデルを反映するが、理論的には、予想と事業モデルの間に相違がある可能性がある。これらが最も多く生じるのは、企業の事業モデルが変化しつつある場合であろう。

事務局による気付き事項

31. EFRAG ペーパーに関する事務局による気付事項は、次のとおりである。

（全般）

(1) 我々は、主に次の点を踏まえ、今回の EFRAG による今回の取組みを支持する。

① IASB の ED では、目的適合的な測定基礎の選択について、①資産又は負債がどのように将来キャッシュ・フローに貢献するかと②資産又は負債の特性の 2 つについて考慮するとされているものの、財務業績の表示及び財政状態の表示のそれぞれの観点から目的適合的な測定基礎を選択するために考慮すべき要因は示されていない(IASB の ED 第 6.54 項 。この点、EFRAG ペーパーでは、まず、純損益計算書の観点から最も有用な情報を検討すべき（EFRAG ペーパー 第 14 項）としたうえで、財務業績の表示と財政状態の表示のそれぞれの観点から目的適合的な測定基礎について、更なる検討が行われている。

② IASB の ED では、どのような場合に収益又は費用を OCI に表示すべきかに関する説明が十分でないと考えられる(本資料 第 3 項参照)。この点、EFRAG ペーパーでは、純損益計算書の観点から最も有用な測定基礎は財政状態の観点から最も有用な測定基礎と等しくなり得るだろうが、これに当てはまらない場合もある（EFRAG ペーパー 第 15 項）としたうえで、OCI の使用について、更なる検討が行われている。

（事業モデルの区分）

(2) EFRAG ペーパーで示されている事業モデルの区分の考え方について、次のよう

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

に考えられる。

① EFRAG ペーパーでは、特に財務業績の観点から最も目的適合的な測定基礎を選択するうえで、事業モデルが重要（EFRAG ペーパー第 16 項参照）という旨が記載されている。我々は、2015 年 3 月の ASAF 会議に提出したペーパーで示した通り、「事業活動の態様」によって財務業績を報告するうえで目的適合的な測定基礎が判断されると考えている。ここで、「事業活動の態様」は EFRAG ペーパーにおける「事業モデル」と用語こそ異なるものの、考え方として類似しているほか、OCI を異なる測定基礎の連結環とする考え方も我々の考え方と整合的である。このため、これらを基礎として検討を進めることは有用と考えられる。

② 我々が 2015 年 3 月の ASAF 会議に提示したペーパーでは、資産の価格変動から正味の収入を得ることを目的とする事業活動とを定義したうえで、残余を他の種類の事業活動とする 2 区分を提案していた。EFRAG ペーパーは、価格変動事業モデルを含め、4 つの事業モデルを提案している（EFRAG ペーパー 第 23 項参照）が、当該区分が網羅的か、また、4 つの事業モデルのいずれかを残余区分として位置づけるべきか等について、追加的な検討が有用と考えられる。

③ 「負債主導型事業モデル」（EFRAG ペーパー 第 23 項(d)参照）は、個々の資産又は負債に目的適合的な測定基礎を検討する際に考慮すべき要因というよりも、資産と負債の測定基礎について、両者を併せて検討することが有用か否かを検討する際に有用な要因と考えられる。この点で、当該事業モデルは、他の 3 つの事業モデルとは性質が異なるため、別個に扱うことが適切と考えられる。

④ EFRAG ペーパーでは、事業モデルの識別をどの時点で行うべきか、事業モデルの変更をどのように識別すべきかについて明らかにされていない。事業モデルは絶えず変化する旨も指摘されており、事業モデルが変更された場合の取扱いについて更なる説明を行うことは有用と考えられる。

⑤ EFRAG ペーパーでは、事業モデルの識別単位について明らかにされていない。例えば、長期投資事業モデル（EFRAG ペーパー 第 23 項(c)参照）においては、「保有及び売却」又は「回収及び売却」という 2 つのキャッシュ・インフローが想定されるため、財政状態の観点から公正価値、財務業績の観点から原価で測定することが提案されている。しかし、当該考え方は、変換型事業モデルの企業が「保有及び売却」又は「回収及び売却」する目的で単一の投資を保有している場合等にも、投資単位やプロジェクト単位で適用し得ると考えられる。EFRAG が、経営者の意図に内在する主観性を

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

排除するために事業モデルの概念を使用していることは理解するものの、「事業モデル」という概念を用いて区分を考えると、検討対象とする資産又は負債の単位は企業単位でなければならないという誤解を招く可能性があると考えられる。

（OCI の使用とリサイクリング）

(3) EFRAGペーパーで示されているOCIの使用とリサイクリングに関する考え方について、上記を除き、次のように考えられる。

① EFRAG ペーパーでは、資産及び負債が再測定される場合に限って OCI への表示があり得るとされている（EFRAG ペーパー第 21 項参照）。我々も、多くの場合、OCI は再測定において用いられる旨は同意するが、2015 年 3 月の ASAF 会議において保険契約負債の契約上のサービスマージンに関する表示で発言したとおり、当初認識時点における OCI の使用が否定されるべきではないと考えている。

② EFRAG ペーパーでは、キャッシュ・フロー・ヘッジを例外とした場合、財務業績と財務報告の観点からの測定基礎が異なる場合にOCIが使用される（EFRAG ペーパー 第 25 項）とされている。この点、キャッシュ・フロー・ヘッジから生じる OCI 項目についても、他の OCI 項目と同様に「連結環」として整理することは可能と考えられる。しかし、当該考え方は、OCI を財政状態の表示の観点から目的適合的な測定と財務業績の表示の観点から目的適合的な測定との連結環と考える ASBJ の考え方と概ね整合的であり、これを支持する。

③ EFRAG ペーパーでは、OCI について必ずリサイクリングをすべきとは記載されていない（EFRAG ペーパー第 26 項参照）。我々は、純損益の All-inclusiveness を確保する観点から、OCI に表示された金額は関連する資産の売却といった事象や時の経過に基づいて、いずれかの時点で必ずリサイクリングされるべきと考えている。

④ 但し、EFRAG ペーパーでは、OCI のリサイクリングは取引が行われたという旨を財務諸表利用者に伝えるものであり、選択された事業モデルの観点から重要としているほか、リサイクリングは、経営者の受託責任を評価する観点から有用としている（EFRAG ペーパー 第 26 項参照）。こうした記述は、ASBJ による「不可逆又はみなし不可逆になった際に純損益に認識することを通じて、純損益の情報が財務諸表利用者による企業への正味の将来キャッシュ・インフローの評価や受託責任の評価に資する」という考え方と類似するものと考えられ、これを評価する。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（現行基準への影響に関する分析）

(4) EFRAG ペーパーで示されている現行基準への影響に関する分析について、次のように考えられる。

① EFRAG ペーパーでは、今回の提案が所謂戦略的投資株式の取扱いに与え得る影響について明示されていない(EFRAG ペーパー 第50項から54項参照)。この点、我々は、EFRAG の提案に従った場合、戦略的投資株式は、変換型事業モデルにおいて保有される資産と位置付けられると考えている。

② EFRAG ペーパーでは、確定給付型の年金債務について、負債の測定に含まれている期待キャッシュ・アウトフローの見積りのすべての変動（市場インプットの変動は除く。）を純損益に認識することを提案している（EFRAG ペーパー 第 66 項参照)。しかし、確定給付型の年金制度が、超長期の制度であることを前提とすると、必ずしも人口統計上の仮定の変動を即時に純損益に認識すべきとは言えないと考えられる。また、割引率の更新については別途の検討とされている（EFRAG ペーパー 第69項参照）が、非常に重要な問題であるため、今後の検討を期待したい。

ASAF 会議における発言（案）

32. ASAF 会議において、次の点について発言することを予定している。

（全般）

(1) 我々は、今回の EFRAG による今回の取組みを支持する。また、ペーパー作成にあたって、ASBJ のペーパーを多く引用して頂いたことにも感謝する。

(2) 我々は、IASB による概念フレームワークの見直しに関する公開草案について、①企業の財務業績の報告と財政状態の報告という 2 つの異なる目的を踏まえた測定基礎の選択のあり方と②OCI の表示及びリサイクリングに関する記述が十分に明確でないと考えており、EFRAG ペーパーは、当該空白を埋めようとする取組みと理解している。我々は、IASB が、EFRAG ペーパーや ASAF 会議での議論、更には、公開草案に対するコメントレターを踏まえつつ、概念フレームワークの最終化に向けて、こうした点について改善を図っていくことを期待している。

(EFRAG ペーパーへのコメント)

(3) 我々は、EFRAG ペーパーについて、特に次の点を評価している。

① 「事業モデル」という用語を使用すべきか否かについては議論があるが、事業活動の態様によって、財務業績を報告する観点から有用な測定基礎が異なるとしている点

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

② 測定基礎の決定に当たっては、まず財務業績の観点から目的適合的な測定基礎を決定すべきとしている点

③ OCI を、原則として、財務業績を報告する観点から目的適合的な測定基礎と財政状態を報告する観点から目的適合的な測定基礎との連結環として捉えるとともに、OCI のリサイクリングは、経営者の受託責任を評価する観点から有用としている点

(4) ただし、我々は、次の点について、EFRAG ペーパーは一層改善し得ると考えている。

① EFRAG ペーパーでは、「事業モデル」という用語を用いて測定基礎の選択について説明しているが、当該用語を用いることによって、資産又は負債の測定基礎について企業全体や事業部単位で決定すべきという誤解が生じることが危惧される。我々は、資産又は負債の測定基礎の決定は、事業部単位で考えることもあり得るが、投資やプロジェクト単位とすることもあると考えており、この点、「事業モデル」という用語を使うことによる不利益も考慮すべきと考えている。

② EFRAG ペーパーでは、「事業モデル」を 4 つに区分して整理しているが、我々は、財務業績の観点から目的適合的な測定基礎に市場における価格変動を反映させるべきか否かが事業モデルの識別の目的と理解している。この場合、4 つへの区分は議論を複雑にし過ぎている印象があるほか、網羅性の観点から、いずれかの区分を残余区分と位置付けるかの検討も必要と考えられる。

③ 「負債主導型事業モデル」については、他の事業モデルとは異なり、対象とする資産又は負債の測定基礎の決定に有用な区分ではなく、資産又は負債の測定基礎を他の資産又は負債の測定基礎と併せて決定すべきか否かに有用な区分である。このため、少なくとも、他の事業モデルと並列的に扱うことは適切でないと考えられる。

④ EFRAG ペーパーでは、OCI のリサイクリングについて明確な記述がされていない。我々は、OCI のリサイクリングは、純利益の All-inclusiveness を維持する観点から、常に必要と考えており、この点について明示することが望まれる。

⑤ EFRAG ペーパーでは、確定給付型の年金債務について、負債の測定に含まれている期待キャッシュ・アウトフローの見積りの全ての変動を純損益に認識することを提案している。しかし、我々は、確定給付型の年金制度の特徴を踏まえると、当該変動を直ちに純損益に反映するのではなく、関連

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

する資産と負債から生じるキャッシュ・インフローとアウトフローを併せて考えたうえで、再評価差額の変動の認識や表示について検討すべきと考えている。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。